

協同の叢見

きょうどうのはっけん



第253号 2013.11

報告

自立・就労支援社会化推進フォーラム

～仲間づくり、仕事おこし、地域づくり、
 生活困窮者支援・中間的就労の制度化を見据えて～

- ◎開会挨拶 永戸 祐三
- ◎基調提起 安 賢二
- ◎基調講演「自立・就労支援の制度化について」 山崎 史郎
- ◎パネルディスカッション・リレートーク
- ◎自立・就労支援社会化推進フォーラムが示したものと突きつけた課題
 古村 伸宏
- ◎「このまちで歩いていく」ワーカーズコープの自立支援 聞き取り、取材、手記

連載

フランス 労働者生産協同組合の規定に関する法律
 (現行の労働者協同組合法)(1) 島村 博

■巻頭言

- 戦後における「協同組合法制論」と「協同組合論」の一側面
 岡安 喜三郎(協同総合研究所 理事長) 2

■特集：自立・就労支援社会化推進フォーラム

- ー仲間と共に 仕事をおこし 地域をつくる
 生活困窮者支援・中間的就労の制度化を見据えてー
 ・開催の経緯と概要..... 扶菴 文重(日本労働者協同組合連合会 事業推進部主任) 4

1. 自立・就労支援社会化推進フォーラム

～仲間づくり、仕事おこし、地域づくり、生活困窮者支援・中間的就労の制度化を見据えて～

- ・開会挨拶 永戸 祐三(日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 理事長) 5
 ・基調提起 安 賢二(フォーラム実行委員長) 8
 ・基調講演「自立・就労支援の制度化について」..... 山崎 史郎(消費者庁 次長) 12
 ・パネルディスカッション..... 24

パネラー 中山 泰(京丹後市 市長)

伊藤 剛(労協センター事業団 但馬地域福祉事業所)

佐藤 洋作(文化学習協同ネットワーク)

菊地 謙(ワーカーズコープちば)

平田 智子(生活クラブ 風の村)

コーディネーター

古村 伸宏(日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 専務理事)

- ・特別報告 私らしく生き、働くとは、ディスレクシアとして..... 砂長 美ん 51
 ・リレートーク..... 54

前北 晃(企業組合労協ながの長野若者サポートステーション)

石井 大介(労協センター事業団芝山地域福祉事業所あぐりーん)

魚住 亮輔(労協センター事業団芝山地域福祉事業所あぐりーん)

鳴海美和子(労協センター事業団神奈川事業本部)

米増 裕(労協センター事業団横浜事業所)

西巻 君子(労協センター事業団東京東部第一事業所)

田村カズ子(労協センター事業団 京都第2事業所)

藤原絵梨香(労協センター事業団 京都第2事業所)

- ・閉会挨拶 山本 幸司(労働者福祉中央協議会 副会長) 68

2. 自立・就労支援社会化推進フォーラムが示したものと突きつけた課題

..... 古村 伸宏(日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会専務理事) 70

3. 「このまちで歩いていく」ワーカーズコープの自立支援 聞き取り、取材、手記(資料)から

..... 野口 智史・木下 史郎・玉元 悦子・檜山 清子・佐藤 道代・高田 紀子 77

■連載 欧米諸国の現代協同組合法の比較研究

- フランス 労働者生産協同組合の規定に関する法律(現行の労働者協同組合法) (1)
 島村 博(協同総合研究所 主任研究員) 93

■労協連だより..... 田嶋 康利 108

■研究所だより・活動だより..... 相良 孝雄 110

卷頭言

戦後における「協同組合法制論」と
「協同組合論」の一側面

岡安 喜三郎(協同総合研究所 理事長)

今年に入って、「ワーカーズ協同組合研究史」を執筆することとなった。昨年末に始まったJC総研「新協同組合ビジョン研究会第9グループ『協同組合研究史』」の一分野としてワーカーズ協同組合の執筆を要請された。良い機会なのでまとめてみたいと思い、執筆を快諾した。なお、ワーカーズ協同組合の用語は、協同組合学会大会での大高研道さん(聖学院大学)の提案を受け、労働者協同組合とワーカーズ・コレクティブを想定している。

年末か年初発行予定の『協同組合研究史』総体は1980年以降の研究を対象とすることになっているが、ワーカーズ協同組合については「先史」が重要ではないかと思われた。最も肝心な、なぜ日本にはワーカーズの協同組合法がなかったのかは、戦後史(占領時含む)に関連があるはずである。

また、1980年のレイドロー報告「西暦2000年における協同組合」は、「(ワーカーズ協同組合は)過去75年あるいはそれ以上、それとなく無視されてきた」(p.158)と指摘しているが、日本においてはどうだったのか。これらが「先史」執筆の動機である。

戦後日本の協同組合研究は、大きく「協同組合法制度論」と「協同組合論」とに分けられる。端的に言えば単行本がそう分けられる。

「協同組合法制度論」では、ワーカーズ協同組合設立の根拠となる法律の解釈・解明の研究が存在しないので、他の協同組合法研究と異なるのは当然である。もっとも、企業組合制度に言及し、生産組合として認識する議論は見受けられたが、中小企業等協同組合法に規定されているので、当然にもワーカーズ協同組合として認識されることはなかった。しかし興味ある論点が見つかる。詳しくは拙稿「ワーカーズ協同組合研究史」を読んでいただくとして、「企業組合において、組合員が組合に加入することにより、自らの属性である事業主体を失うのでは、協同組合と断定する根拠に乏しい」(村橋時郎)とする。他の論者も同様の論旨を張っている。これらは「中小企業等協同組合法」の枠内では組合員の経済的地位の一貫性が持ちえず、逆に組合員の労働者である一貫性に着目できたなら、ワーカーズ協同組合法の一步手前まで来ていたと言えるようである。企業組合制度がワー

カーズ協同組合の根拠法になりえないのかは、既に戦後協同組合法理論によって喝破されていたのである。

また、協同組合と組合員との関係においては、大塚喜一郎「協同組合法の研究」の『顧客的社員関係』が注目される。大塚の『顧客的社員関係』はワーカーズ協同組合の労働関係をも想定(労働契約関係として想定)していることに留意する必要がある。

このように「先史」においては法理論的にはワーカーズ協同組合はさほどの違和感なく定式化されるところまで来ていたと見ることができる。一方、協同組合を経済機能として研究する「先史」の中では、ワーカーズ協同組合は積極的に無視もしくは否定する論調が主流をなしていた。

この主流の理論とは何かは、「学会ないし組合界共通の理論的財産」と言われ、「協同組合理論の枢軸的位置」とも言われた近藤理論および(その完成型とされた)井上理論である。多くの読者にうなずいてもらえるであろう。

「資本主義社会における協同組合とは、労働者および小独立生産者の接触する流通組織を合理化するための、自主的な組織である。」(近藤「協同組合原論」)「およそ今日の常識で賃金労働者の協同組合といえば、資本主義社会で育ちうるのは、消費組合だけであって、賃金労働者の生産組合を考えることはむつかしい。」(井上「協同組合論」)

この理論は何か「決めつけ」的である。なぜこれ程までに資本主義下での協同組合に制約を設けたのか。そのことは「農協法

の成立過程<復刻版>」(協同組合経営研究所発行)の「機能上の問題点-生産協同体」(p.672-675)の討論における「農林省の理想は生産協同体」や「農地改革と法人の問題において、司令部が法人の農地所有の自由を認めない」等々の発言と比較して、もう一度見直す必要があるだろう。

これに関しての論争として、「協同組合の原型は消費組合か労働者生産組合か」という、美土路達雄対近藤康男論争がある。「協業論争」にも発展し、興味もあるが、これらの論争では労働者の主体性問題が陰に隠れたままでなかろうかとは、筆者の感想である。

協同組合の基本は一般企業と異なり、あくまでも人と人とのつながりである。そして協同組合はそこにかわる人々の社会的・経済的主体形成にある。協同組合事業の成果物が、人的サービスまでが含まれる現在、顔の見える協業なのか、機能的協業なのかは、ワーカーズ(労働者)の主体問題でもある。今はワーカーズ(労働者)の主体問題を抜きにしてワーカーズ協同組合や社会的協同組合を語ることはできないのである。

ワーカーズ協同組合運動は、市民運動と労働運動に跨がっている。その特徴の故に新しい可能性が生まれている。ワーカーズ協同組合制度は、地域コミュニティの一般利益の実現のために、貧困克服、居場所づくりや就労の場づくりなどさまざまな活動に有益である。そして、失業のない社会、ディーセント・ワーク(人間らしい労働)の実現において、無くてはならない制度である。

協同総合研究所は、労働者、市民が自らの力で自律的に仕事と生活の豊かさを求める活動を支援するシンクタンクです。わが国にも「大量失業の時代」が到来する中で、労働者、市民が自主的に仕事おこしをする労働者協同組合(ワーカーズコープ)への注目が増えています。研究所は、わが国唯一の「労働者協同組合」に関する専門研究機関です。



研究活動をネットワークし、蓄積された情報を資源として支援する「協同の発見」を会員のみなさまに毎月お届けいたします。